

「専政」をめぐって：中国政治断章

毛 桂 瑞（明治学院大学）

はじめに

小さい頃の記憶としては、小学校では早朝の「朗読」の時間に「千万不要忘記階級闘争」（階級闘争は絶対忘れるな）などの長文を暗記していた。また、小学生から中学生になる頃、「無産階級専政下的継続革命」（プロレタリア独裁下の継続革命）を「政治」の授業科目で勉強した。「階級闘争」はもちろん、「専政」は、よく記憶された言葉であった。大学では、政治学を専攻することになり、入学直後に教員の指示を受けて「馬克思恩格ス選集」（マルクス・エンゲルス選集）を上海の福州路にある古本屋へ行き購入した。4冊合計で8元、非常に安かつたと記憶している。授業では「古典」の精読として、『共産党宣言』を始め、『哥達綱領批判』（ゴータ綱領批判）、『法蘭西内戦』（フランスの内乱）、『家庭、私有制和国家的起源』（家族・私有財産・国家の起源）などをじっくり読まされた。「無産階級専政」の理論の勉強・理解に努めていた。

本稿は、数十年ぶりにこれらの「理論」を勉強し、最新の理解を提示する目的で書かれたものではない。自分の記憶を辿りながら、「専政」という用語がどのように使われていたのか、実際「専政」がどう実施されたのか（対象の問題）を検討するものであり、「専政」の「理論」を議論し、また新しい「理論」を構築するものではない。特定の結論を導く論文でもない。断片的な記憶を辿りながら、「専政」という用語の時代とその使われ方を整理していきたい。以下、第1に、「無産階級専政」と「人民民主専政」の登場、第2に、中国憲法にお

ける「専政」用語の変遷、第3に「専政」の対象、第4に、「専政」の対象となる「反革命」という言葉（また罪名）の変遷、第5に、最近の「階級闘争」と「専政」を巡る論争に言及し、最後に若干、「専政」用語の使用に関する整理を行う。繰り返すが、本稿は、断片的用語の点検であり、「無産階級専政」理論の構築を目的にした論文ではない。なお、本稿は、私の「領導」に関する研究を補足するものであることを附言しておく。

1 「無産階級専政」から「人民民主専政」へ

「専政」という用語は、「無産階級専政」と「人民民主専政」という表現で使用される言葉である。日常用語ではない。「専政」という用語は、現在、日本語としては使用されていない。「無産階級専政」は、日本語では、「プロレタリア独裁」となっている。しかし「社会主义」や「共産主義」などは近代において日本から中国に流入した言葉であり、「専政」や「独裁」も日本から中国に入った言葉と推測される。試みに「朝日新聞記事全文データベース」で「専政」を入力して検索したところ、明治期において「専政压制」、「武断専政時代」「専政権」等の用語があったことが分かる。初期では「専政」と「專制」とは互換可能な用語であった。中国語では、「プロレタリア独裁」が「無産階級専政」と表現され、使用されはじめたのは1920年代のことである。この「専政」及び「無産階級専政」用語の使用と普及については陳獨秀が重要な役割を果たしたと分析されている。「人民民主専政」の用語は、1948年に登場したとされているが、「人民民主専政」概念の普及においては、毛沢東『論人民民主専政』（1949年）が重要である。

毛沢東は「専政」を議論した著作が多いが、ここでは、「新民主主義論」（1940年）、「論連合政府」（1945年）、「論人民民主専政」（1949年）における「専政」用語の使用を点検してみた（資料1、資料2を参照）。

「専政」をめぐって：中国政治断章

資料1 毛沢東の著作（1940～1949）



「論人民民主専政」は、断片的に読んだ記憶があり、「新民主主義論」は、その概要を勉強した記憶がある。他方、「論連合政府」は、初めて通読した。「専政」の理論はともかく、言葉の使い方としては、「新民主主義論」では、国民党政府などの「専政」を批判し、「新民主主義」における「革命階級」の「聯合専政」を主張していた。「無產階級専政」が「新民主主義」において追究されるものではなく、「聯合専政」と「無產階級専政」との相違を議論した。また、「論連合政府論」においては、「聯合専政」という用語は無くなるが、国民党の専政を批判するとともに、「無產階級専政」が連合政府（構想）においては実施しないことも提示した。そして、「論人民民主専政」では、「反革命的専政」に対する「人民民主専政」論が展開され、「無產階級専政」「聯合専政」等の用語は使用されていない。また「人民民主専政」の「定義」として、「人民に対する民主」と「敵人に対する専政」（との結合）が提示されており、「専政」論として今もよく知られている定義である。

以上より、反革命的「専政」はともかく、「人民民主専政」と「無產階級専政」は異なるといった用語の使われ方があるように理解できるが、果たしてどうであろうか。

「専政」をめぐって：中国政治断章

資料2 毛沢東著作における「専政」用語の使用

資料	「専政」用語の表現・使用	備考・説明
「新民主主義論」 1940年1月	「専政」用語は計35回使用	国民党政府の「専政」を批判。「無産階級専政」とは異なる（新民主主義社会の）革命階級の「聯合専政」を主張する。
	「資産階級専政」21回、「一党専政」3回、「半植民地半封建的専政」1回、計25回。	
	「革命階級の聯合専政」6回、「革命階級の専政」1回、計7回。	
「論連合政府論」 1945年4月	「専政」用語は計25回使用	国民党の専政を批判。「新民主主義」国家では、「無産階級専政」（一党専政）をとらないと主張する。 但し：「聯合専政」という表現はない。
	(国民党)「一党専政」15回、「国民党的専政制度」・「反人民的専政」5回、「大地主大資産階級的専政」1回、資産階級の「旧式民主専政」1回。以上計22回。	
	「無産階級専政」2回、「一個階級的専政」1回	
「論人民民主専政」 1949年6月	「専政」用語は合計19回使用	「人民民主専政」と「反革命的専政」の対立。 「人民民主専政」の説明・定義として「人民に対する民主と、敵人に対する専政」が普及。
	「反革命的専政」2回、「地主階級的専政」1回、以上、計3回。	
	「人民民主専政」（「人民専政」・「革命的専政」を含む）は計16回。	
	「人民内部に対する民主と反動派に対する専政、相互に結合して、即ち人民民主専政」	

2 憲法規定の変遷

次に、中国憲法における「専政」の用語を点検してみた（資料3を参照）。1982年憲法は、大学生になってからよく勉強したが、1975年憲法と1978年憲法は、制定時、学校で教わった記憶があり、臨時憲法である共同綱領、そして

「専政」をめぐって：中国政治断章

1954年憲法は、最近の研究で初めてじっくり読んでいた。憲法における「専政」に関する用語の使用法は実に多様で興味深いが、資料2との比較で一番気になるのは、現行の1982年憲法では、「人民民主専政、実質上すなわち無産階級専

資料3 憲法における「専政」用語の使用

憲法	規定・表現	説明・備考
1949年共同綱領	「専政」計4回。	「新民主主義」＝「人民民主主義」の国家で、「人民民主専政」を実施する。 「無産階級専政」の用語はない。
	「人民民主専政」3回	
	「専政的国民党反動統治」1回	
	第一条：中華人民共和国は「新民主主義、すなわち人民民主主義的国家」。……「人民民主専政」を実施する。	
1954年憲法	「専政」1回	本文では、「専政」の表現はない。 また「無産階級専政」用語はない。
	前文：「人民民主専政の中華人民共和国」	
	第1条：「人民民主国家」	
1975年憲法	「専政」用語は合計8回使用	「人民民主専政」の表現はない。 「全面専政」の規定がある。 第13条はいわゆる「大民主」の規定。
	第1条：「無産階級専政の社会主义国家」。第12条：「上層建築（上部構造）」で「全面専政」。13条：「大鳴・大放」などで、「専政」を強化。	
1978年憲法	「無産階級専政」合計5回	「人民民主専政」の表現はない。 軍は「専政の柱石」と規定。
	第1条：「無産階級専政の社会主义国家」。第19条：「中国人民解放军は無産階級専政の柱石」	
1982年憲法	「専政」の用語合計4回使用。	「人民民主専政、実質上すなわち無産階級専政」との表現は前文にある。 「四つの基本原則」の内容は、前文に記載。
	「人民民主専政」3回、「無産階級専政」1回	
	第1条：「人民民主専政的社会主义国家」	
1982年憲法・改正	4回の改正で「専政」への改正はない。	

政」との表現があることである。

臨時憲法である「共同綱領」を含めて、こうした中国憲法における「専政」の使用法を点検すると、いくつかの特徴が指摘できる（資料3を参照）。第1に、共同綱領、また1954年憲法では「無産階級専政」の用語がないことが注目に値する。これは、資料2の諸論文の延長線にあるようである。臨時憲法である共同綱領と1954年憲法では「新民主主義」とともに、「人民民主専政」の用語が使われた。もとより、1954年憲法では、憲法の本文ではなく、前文だけで「人民民主専政」の用語を1回しか使用しなかった。「専政」の使用としては、1954年憲法では一番少ないと言える。第2に、1975年憲法と1978年憲法では、「人民民主専政」の用語がなくなり、「無産階級専政」が複数使用された。共同綱領や1954年憲法の使用法とは、真逆である。それだけではなく、1975年憲法では「全面専政」の用語があり、また、1978年の憲法では「人民解放軍が無産階級専政の柱石」との表現がある。第3に、1982年憲法は、臨時憲法と1954年憲法で使用した「人民民主専政」、また1975年憲法と1978年憲法で使用した「無産階級専政」を「総合」して、両方の用語を使用し、なおかつ「人民民主専政、実質上すなわち無産階級専政」の表現（憲法前文）でその関連性を示している。

資料2で示した毛沢東の著作と、資料3で整理した憲法における「専政」のそれぞれの使用法を辿ると、「専政」の理論研究はともかく、言葉の使用法としては、大きな変遷があったと確認できる。

憲法における「専政」用語の使用に関して2点ほど補足をする。第1は、1975年の憲法では「全面専政」の用語が使用されているが、私が小学生であつたこの時期の「全面専政」論については、かすかな記憶があるぐらいである。ある研究会で「専政」・「專制」（專制君主制）の用語に関する研究があるかと聞いたところ、張春橋の「無産階級専政論」があると教えてもらった。早速、調査したところ、張春橋の「論對資產階級的全面専政」（資產階級に対する全面的

「專政」をめぐって：中国政治断章

専政について）の論文が見つかった。それは、共産党の機関誌『紅旗』（1958年創刊、1998年に『求是』と改編）の1975年第4期に掲載されたもので、同年4月に人民出版社から単行本（小冊子）として刊行された（資料4を参照）。

この小冊子に興味があり、取り寄せて内容を点検してみたが、8千字未満の短い文章で「専政」の用語を60回使用していることが分かった。「専政」用語の起源と分析はないが、そのなかで「無産階級専政」の用語は35回表現し、「全面専政」は10回を使っている。まさに「専政」論を「全面的」に展開している。「全面専政」とは「あらゆる領域の専政」で、特に上部構造における反革命（分子・活動）などへの「専政」を強調するものである。1975年憲法に「全面専政」の用語が使用された時代的・理論的背景は、この「論対資産階級的全面専政」にあるといってよい。

第2に、1982年憲法の前文では「四つの基本原則」とされる内容規定があり、それは、中国共産党の領導のもとで、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」の引率（指南）で、「人民民主専政」、「社会主義の道」を堅持することである。それは、もともと1979年3月に鄧小平が講演したものであり、その中で「人民民主専政」の表現は、講演ではもともと「無産階級専政」であったが、1982年憲法の起草と平行して1981年ごろ、「人民民主専政」に変更・修正したとされている。1978年憲法では「無産階級専政」の用語が使用され、「人民民主専政」の用語が無かったことを考えれば、最初に「無産階級専政」の用語が使用されたと理解できる。やがて「無産階級専政」の表現は1954年憲法で使用された「人民民主専政」の表現に変更されるが、1978年憲法で使用された「無産階級専政」を引きずって、1982年憲法では「人民民主専政、即ち実質上無産階級専政」といった表現になったのであろう。「新民主主義論」（1940）と「論連合政府論」（1945）では、「無産階級専政」とは異なる「人民民主専政」の概念が提示されたが、1982年憲法では「人民民主専政、即ち実質上無産階級専政」として「内在的連関」を「実質上」という理解で表現した。「無産階級専政」と「人民民

「専政」をめぐって：中国政治断章

資料4 張春橋「全面専政」
(1975年)



資料5 鄧小平・「人民民主
専政」論集



主専政」の異同は、依然として多くの論文で議論されている。

「四つの基本原則」に関する言説が、鄧小平理論の重要な一環とされている。資料5は、鄧小平が「人民民主専政」に関して講演した記録などを収録した図書である。編者は、公安部の「編集グループ」で、1994年に出版され、2004年に再版された。ちなみに四つの基本原則の内容に関わって、1999年憲法改正では「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」の部分は、「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論」に修正されている。

3 歴史における「専政」の対象

「人民民主専政」の「定義」としては、「人民に対する民主」と「敵人に対する専政」が普及されているが、「専政」の対象である「敵人」は誰か、人民と「敵人」の境界はどこにあるのかについては、様々な議論があり、またいくつかの歴史資料がある。資料6は、その資料の一つを整理し紹介している。

1960年代生まれ、1970年代生まれの中国人は、「地・富・反・壞・右」（地主、

「専政」をめぐって：中国政治断章

資料6 「専政」の対象の変遷

時期区分	専政の対象	具体的対象（日本語漢字）（一部簡略）
1949年～1953年： 「新民主主義革命期」	通称「反革命分子」： 5種類の「敵人」。	(1) 土匪頭子（中隊長以上）、慣匪；(2) 特務；(3) 惡霸；(4) 国民党政府の党・団体・軍・政府・警察・憲兵（一定の職位以上）の人物；(5) 反動会道門頭子（宗教団体の人物。即ち「邪道」の構成員）。
1953年～1966年： 「社会主義革命期」	通称：「5類分子」。	(1) 地主、(2) 富農、(3) 反革命分子、(4) 壊分子（不良など）、(5) 右派分子（反右派闘争の対象）。
1966年～1976年： 文化大革命期	対象は、不定、混乱。 俗称：「牛鬼蛇神」。	上記5類分子の外、多種多様：資本主義の道を歩む権力派（走資派）、反革命修正主義分子、3反（反党、反社会主義、反毛沢東思想）分子、資産階級分子、資産階級反動学術権威、資産階級野心家、陰謀家、保皇派、黒5類（5類分子の家族・子女）、臭老九（知識人）。

出典：晏樂斌（2012）により整理。

富農、反革命、壊分子、右派の略称）という言葉を記憶し、また、それらが批判されたことを見聞したこともある。「専政」の対象としては、この5種類の「敵人」は、ほぼ変わらないが、文化大革命中、「専政」の対象が多く増えていたことが歴史的事実である。この時期における「専政」対象の拡大は、1975年憲法に規定する「全面専政」と関連するものと理解することが可能であろう。一部の地方では、専政の対象を21種類に区分することもあったようである。すなわち、地（地主）、富（富農）、反（反革命）、壊（壊分子）、右（右派）、叛（叛徒：裏切り）、特（特務：スパイ）、走（走資派）、臭（知識分子：9番）、党（国民党）、団（三民主義青年団）、民（民社党）、青（青年党）、軍（国民党、汪兆銘政府軍人）、政（国民党、汪兆銘政府関係者）、警（国民政府警察）、憲（憲兵）、会（会道門分子）、卜（易者）、巫（巫女）、神（迷信の宣伝者）。要するに、「敵人」の具体的対象は、時代的に、また状況（地方、担当機関など）的に変動するものである。ちなみに、

「専政」をめぐって：中国政治断章

知識人は、「一部」を除き「専政」の対象となり、「地・富・反・壞・右・叛徒・特務・走資派」に続く九番目であり、このような知識人は「臭老九」（臭い九番目）と呼ばれていた。この「臭老九」用語が現在「死語」になったかどうかは、定かではない。

4 「反革命罪」から「国家安全危害罪」へ

「専政」の対象となった「敵人」を具体的にどのように「専政」するのかについて、よく記憶している言葉は、「打倒」、「鎮圧」、「改造」などである。「打倒反革命」「鎮圧反革命」などがよく使われた言葉である。もちろん、すべてが「鎮圧」されるわけではない。「強制（矯正）労働」、「思想改造」も、「専政」方法の一つである。

インターネットから収集した資料ではあるが、資料7は、「専政」の担当機関（公安局：警察）が「五類分子」や「専政対象」を登録したカード例である。

資料7 「専政」対象の登録（例）

「五類分子登記表」	「専政対象登記表」

資料：香港中文大学中国研究サービスセンターHPより

「専政」をめぐって：中国政治断章

資料8 反革命罪などを巡る諸規定

憲法・法規など	規定・概要
1934年「条例」	「中華ソビエト共和国懲治反革命条例」
1949年「共同綱領」	臨時憲法、反革命（分子・活動）を鎮圧する（第7、14条）
1950年「指示」	「中共中央關於鎮壓反革命的指示」：反革命を鎮圧する指示（共産党中央の決定・指示）
1951年「条例」	「中華人民共和国懲治反革命条例」（政務院採択）
1954年「憲法」	「反革命（分子・活動）」を鎮圧する（第19条）
1957年「条例」	「治安管理処罰条例」：公共秩序危害罪などを処罰
1957年「決定」	「關於勞動教養問題的決定」：「改造」・強制労働
1975年「憲法」	「反革命（分子・活動）」を鎮圧する（第14条）
1978年「憲法」	「反革命（分子・活動）」を鎮圧する（第18条）
1979年「刑法」	「反革命罪」（第2編第1章）、「公共安全危害罪」（同第2章）を規定
1982年「憲法」	「賣國賊と反革命の活動」を鎮圧する（第28条）
1987年「条例」	「治安管理処罰条例」：公共秩序危害罪などを処罰
1997年「刑法」・改正	「反革命罪」を廃止。「國家反逆罪」、「國家分裂罪」、「國家分裂煽動罪」、「國家政權転覆罪」、「國家政權転覆煽動罪」など「国家安全危害罪」を新設・再構成。
1999年「1982憲法」・修正	「反革命」罪などを廃止、「国家安全危害罪」に修正（第28条）
2005年「法」	「治安管理処罰法」：公共秩序妨害罪などを処罰

資料では実名が記載されているが、処理した。そこから推測されるのは、専政の対象が専政担当機関において具体的に把握・登録されているということである。これらの資料を点検すれば、専政の対象の具体的な人数がある程度明らかとなるが、現在においては諸説あり、数千万人の規模とされている。

資料8は、憲法などにおける「専政」の対象となる「反革命」などに関わる規定を整理したものである。1949年の臨時憲法である共同綱領、そして1954年、1975年、1978年、1982年の憲法では、いずれも「反革命分子」・「反革命活動」を「鎮圧」する規定を定めていた（1982年憲法は「反革命」の活動）。注意

すべきは、「鎮圧反革命」のこととは、「反革命」の具体的な活動だけではなく、「反革命分子」、すなわち「反革命」の思想を有する人物も「鎮圧」の対象となる。「反革命分子」が「鎮圧」の対象であることは、1975年憲法の「全面專政」に関する規定に合致する部分がある。すなわち、イデオロギー、思想領域においても「専政」が及び、反革命の活動だけではなく、その思想を有する者も、「打倒」・「鎮圧」するのである。1975年の憲法だけで「全面專政」が規定されているが、「反革命活動・反革命分子」を「鎮圧」することにおいては、「専政」と「全面專政」の相異がないようである。この「反革命」の規定は、中華人民共和国初めての刑法である1979年の刑法でも「反革命罪」として規定されていた。やがて、1997年の刑法改正で「反革命罪」は廃止され、代わりに「國家反逆罪」、「國家分裂罪」、「國家分裂煽動罪」、「国家政権転覆罪」、「国家政権転覆扇動罪」などの「国家安全危害罪」が新設・再構成された。

もちろん、「専政」の対象は、「反革命分子・活動」に限らない。例えば、1957年の「治安管理処罰条例」、1957年の「労働教養問題の決定」（強制・矯正労働）などではいわゆる思想教育を含む「改造」などの専政の手段・方法が規定されており、多様な「専政」の対象に多様な「打倒」・「鎮圧」・「改造」の方法などが規定されていた。

5 「階級闘争」と「専政」・論争

1982年憲法では「人民民主専政」の規定（前文、憲法第1条）があるが、改革・開放政策が実施されてから、「専政」に関する表現も、また専政の対象となる「敵人」の定義も大きく変化した。例えば、1997年に刑法の「反革命罪」が廃止され、1999年に憲法の修正で「反革命」の規定が廃止された。「打倒」される「右派」は名誉回復されただけではなく、「臭い九番目」も地位が向上した。「資本主義の路を歩む者」・「走資派」とされた私営企業の経営者は現在、共産党の党

「専政」をめぐって：中国政治断章

員になることも可能である。「法治国家」の建設も提起され、憲法に記入された。

「専政」を巡る諸言説は、大きく変化した。

「専政」論が忘れかけられているころ、2014年に、中国社会科学院・院長で党組書記（党グループ書記）の王偉光氏が、「堅持人民民主専政、並不輸理」（人民民主専政を堅持することは道理において負けている訳ではない）という論文を『紅旗文稿』という雑誌（資料9を参照）に発表した。この論文を巡って、若干「論争」的な議論が展開されている。中国憲法を見れば、「人民民主専政」（憲法前文と第1条）の堅持を主張することは、決して「新しい」ことではない。しかし、「論争」と言われるような議論が展開されている。これも「専政」を巡る言説の変化である。ちなみに、『紅旗文稿』は、共産党の機関誌である「求是」を発行している求是雑誌社が発行する理論誌である。

中国社会科学院の王院長は、論文において、国家は「階級闘争の産物」で「支配（統治）する階級がその他の階級を搾取・圧迫する道具・機関」であることを指摘し、中国は「社会主义と資本主義との戦いの歴史的時代」にあり、依然として「階級闘争が不可避なもの」と明言し、「階級闘争の持続に伴う人民民主専政の必然性」を説いた。

王氏の文章に引用されているマルクス、エンゲルス、レーニンの文章などは、私がかつて読んだことのある内容である。記憶が戻った。前述したように、1982年憲法では「人民民主専政」の規定（前文、第1条）がある（資料3を参照）。また、1982年憲法の前文では、「階級闘争は、また一定の範囲内で長期にわたり存在する」とも叙述している。王氏の論文は、決して何か新しい「専政」論を主張したわけではない。むしろ、論述の多くは、私にとっても、読み慣れた「表現」であり、オリジナリティのない文章である。私には、むしろ、表現と論理展開の「古さ」が特徴のように読後感としてある。

「人民民主専政を堅持する」論文が2014年9月に発表されてから、複数の「論争」的な論文が発表された。とくに「階級闘争を綱要とする」ことが否定され

「専政」をめぐって：中国政治断章

資料9 「専政」論文を掲載した『紅旗文稿』
(表紙)



注：『紅旗文稿』2014年第18期

たはすと指摘する批判論があり、また法治国家の建設が憲法においても規定されているので、かつてのような「階級闘争」で「敵人」に対して「専政」することが決して支持されるものではなく、あるいは、「人民民主専政」が法治国家の範囲内で議論しなければならないとする議論がある。こういう形の「論争」（反論？）は、論文としては決して多くはないが、他方、擁護論文、あるいは反批判論文は非常に注目されている。例えば、次のような題名の論文がある。「人民民主専政は、改革開放と相互に補完し発展する」、「人民民主専政が我々の主要経験」、「人民民主専政を堅持することは、正義の事業」などである。「階級闘争」を「綱要」とすることに賛成しないが、「階級闘争」の「終焉」・「終息」を否定し、「専政」の意義を強調する擁護論が多い。

また、2016年に「人民民主専政を堅持する」論文発表2周年記念行事が社会科学院で開催された。さらに、最高法院院長で最高法院の党グループ書記の

周強氏が、2017年1月中旬に、「憲政民主」、「3権分立」、「司法独立」を主張するイデオロギー領域の「間違った思想・思潮」に、「旗識鮮明、敢於亮劍」、すなわち「旗印」を明白にし「劍」（決意、専政の力？）を示す気概を持たなければならぬといった「談話」を全国高級法院院長会議（高裁長官会議）で発した。ちなみに、「亮劍」（劍を見せ示す）という表現は、2005年以後に放送されたテレビドラマの名前に由来するものであり、当該ドラマは、2013年に中央宣伝部、教育部、青年団により青少年に推薦される「百部ドラマ」の一つになっていた。その頃から、「敢於亮劍」、あるいは「亮劍」の表現は、様々な意味で使用され、「政治用語」となっていた。

終わりに

以上、「専政」という用語の使用の変遷、専政の対象、専政の方法などを辿ってきたが、1949年以後の中国政治史の一側面が見えてきたように思われる。以下、本稿の断片的な点検をまとめ、また、若干の感想を示していく。

第1に、「専政」に関連する諸用語、「（階級）闘争」はもちろん、「鎮圧」、「改造」などを含め、いずれも「戦闘」的、「攻撃」的な用語表現である。「敢於亮劍」あるいは「亮劍」の表現も例外ではない。

第2に、「専政」の用語・概念は、「無産階級専政」、「人民民主専政」の形で使用されるが、「人民民主専政、即ち実質上無産階級専政」との規定（1982年憲法）がある一方で、両者の相異を説く毛沢東の議論がかつてあった。また、臨時憲法である1949年共同綱領と1954年憲法では「無産階級専政」の用語は使用されておらず、他方、1975年憲法と1978年憲法では「人民民主専政」の用語はなかった。

第3に、（無産階級など）「専政」論は、「階級」論と関連する議論である。しかし、現在の中国では、「労働者階級」（農民が同盟）が支配階級、あるいは社

会的階層分析で優位な社会階層と実証される研究を見たことはない。いわゆる「理論」ではなく、「無産階級」が「専政」できる「階級」の地位にあるのか、説得的な実証はない。

第4に、1975年憲法のみでは「軍が専政の柱石」と規定されているが、「専政」は、「暴力装置」を依り處とするものであり、この「軍が専政の柱石」という理解は言わば、自明のことである。1975年憲法の規定は、正直（？）であった。なお、この「専政」の依り處である「暴力装置」は、私が指摘した「支配としての領導」の依り處でもある。

第5に、「部分専政」（部分的な専政）という用語はないが、「専政」は、「全面専政」になることがあり得るし、かつてもそうであった。これは「専政」の対象範囲とも関連する問題である。「鎮圧」の対象は、「反革命」の「活動」だけではなく、「反革命分子」も含まれていた。「部分専政」と「全面専政」の境界あるいは区分をめぐる問題は、現在、いわゆる「扇動罪」などに関わって議論されていることであろう。

第6に、「人民民主専政」の定義は、現在も「人民に対する民主」と「敵人に対する専政」とされているが、「人民」と「敵人」の境界は一定せず、「敵人」（専政の対象）の概念・範囲も自明ではない。また、「敵人」に対する「専政」の主体である「誰」（無産階級？）が、また「方法」（どのように）（専政か全面専政、鎮圧か改造）で決定し・執行するのか、といった問題がある。「人民に対する民主」の方においても、主語（主体）、また方法は明示されていない。「人民に対する民主」という概念においては、「人民」は、「主語」ではないし、「主権者」でもない。

中国の1982年憲法には、前文の第5段落で「1949年、毛澤東為領袖的中国共産党……建立了中華人民共和国」（原文、一部）という叙述がある。それを簡単に訳すと、すなわち、「1949年、中国共産党は……中華人民共和国を打ち立てた」ということである。これが中国政治を考える上で、最も重要な一文であ

「專政」をめぐって：中国政治断章

ることを指摘して、断片的・断想的な「專政」の検討を終える。

「專政」は続く。

(2017年8月初稿、同10月改稿。毛桂榮：MAO, Guirong)

参考文献

(中国語)

- 常軼軍 (2014) 「民主与專政的置換：五四憲法与八二憲法」，明治学院大学『法律科学研究所年報』第30号。
- 陳力衛 (2006) 「共產党宣言」の翻譯問題：由版本的変遷看譯詞的尖銳化」，香港中文大学『二十一世紀』93期。
- 陳雲良・蔣清華 (2015) 「中国共產党領導権法理分析論綱」，吉林大学『法制与社会發展』2015年第3期。
- 韓大元 (2014) 「中国共產党依憲執政論析」，『中共中央党校学報』2014年第6期。
- 宋月紅 (2015) 「新中国憲法对中国共產党領導権地位的確立」，当代中国研究所編集『当代中国史研究』2015年第1期。
- 張明軍 (2015) 「依法治国必須正本清源的兩個概念：領導与執政」，『政治学』2015年第5期。
- 馮天瑜 (2004) 『新語探源』 中華書局。
- 韓大元 (2004) 『1954年憲法与新中国憲政』 湖南人民出版社。
- 韓大元主編 (2012) 『中国憲法学説史』 中国人民大学出版社。
- 金觀濤・劉青峰 (2008) 『觀念史研究 - 中国現代重要政治術語の形成』 香港中文大学当代中国文化研究中心出版。
- 李博 (Wolfgang Lippert) (2003) 『漢語中的馬克思主義術語の起源与作用』 中国社会科学出版社，2003年（翻訳、原著：ドイツ語）。
- 沈國威 (2010) 『近代中日詞彙交流研究：漢字新詞の創制・受容与共享』 中華書局（北京）。
- 許崇德 (2003) 『中華人民共和国憲法史』 福建人民出版社。
- 楊繼繩 (2008) 『墓碑：中国六十年代大飢荒紀実』 香港天地出版社。
- 于風政 (2001) 『改造：1949～1957年の知識分子』 河南人民出版社。
- 崔敏 (2009) 「64号文件：官大還是法大」『炎黃春秋』2009年第12期，(<http://www.yhcqw.com/html/wsl/2009/129/8H57.html>) (2017年6月30日アクセス)
- 燕凌 (2012) 「新民主主義の歴史運命」，『炎黃春秋』2012年第7期，<http://www.yhcqw.com/html/yjy/2012/710/fakd.html> (2017年6月30日アクセス)
- 晏樂斌 (2012) 「改革開放前無產階級專政的对象」，『炎黃春秋』2012年第8期，<http://>

「専政」をめぐって：中国政治断章

www.yhcqw.com/html/cqb/2012/86/300C.html(2017年6月30日アクセス)

周永坤（2012）「政法委の歴史与演変」『炎黄春秋』2012年第9期, (<http://www.yhcqw.com/html/cqb/2012/96/23KG.html>) (2017年6月30日アクセス)

劉山鷹（2013）「四項基本原則有兩個版本」, 『炎黄春秋』2013年第3期, <http://www.yhcqw.com/html/cqb/2013/31/428G.html>(2017年6月30日アクセス)

応克復（2015）「無產階級専政理論の再思考」『炎黄春秋』2015年第2期, <http://www.yhcqw.com/html/yjy/2015/28/152882531G2J1397529HIGG7KF8BEGF5D.html>, (2017年6月30日アクセス)

論戦（2014）：「社会科学系統近期学術論戦人民民主専政」, <http://news.163.com/14/1008/11/A81IVQQH00014SEH.html>(2017年6月26日アクセス)

（日本語）

加藤哲朗（2001）「20世紀日本における『人民』概念の獲得と喪失」, 立命館大学『政策科学』8(3)。

周永坤（2010）「糸余曲折の中国憲政研究60年」, 石塚迅ほか編著『憲政と近現代中国：国家、社会、個人』（現代人文社、2010年）所収。

朱京偉（2007）「明治期における社会主義用語の形成」, 内田慶市ほか編『19世紀中国語の諸相』雄松堂出版。

陳力衛（2011）「「民主」と「共和」－近代日中概念の形成とその相互影響」, 成城大学『経済研究』194号, 11月。

陳力衛（2013）「「主義」の流布と中国的受容－社会主義・共産主義・帝国主義を中心に」, 成城大学『経済研究』199号, 1月。

宮島達夫（1979）「共産党宣言の訳語」, 言語学研究会編『言語の研究』むぎ書房（東京）, 1979年所収。

毛桂榮（2015）「政治体制論から見た中国政治」, 明治学院大学法学部政治学科編『初めての政治学・改訂版』風行社。

毛桂榮（2016）「政治協商会議の位相」明治学院大学『法学研究』100号, 1月。

毛桂榮（2016）「『領導』と『執政』：中国共産党の『指導』を巡って」, 明治学院大学『法学研究』101号, 10月。

毛利亜樹（2015）「人民解放軍の役割」, 高橋伸夫編著『現代中国政治研究ハンドブック』慶應義塾大学出版会, 第4章所収。

劉孟洋（2017）「日本媒介の『共産党宣言』漢訳と訳語の変遷：「平民」から「無産者」への移り変わりを中心に」, 関西大学『東アジア文化交渉研究』10号, 371-385頁。

林来梵（2014）「国体概念の変遷：梁啓超から毛沢東へ」, 高橋和之編『日中における西欧立憲主義の継承と変容』岩波書店, 2014年に所収。

「専政」をめぐって：中国政治断章

- 稻垣清（2015）『中南海：知られざる中国の中枢』岩波新書。
- ウー、ホン（2015）（大谷通順訳）『北京をつくりなおす：政治空間としての天安門広場』国書刊行会（原著：Wu, Hung, *Remaking Beijing : Tiananmen Square and the creation of a political space*, Reaktion Books, London, 2005）。
- 宇野重昭・天児慧編（1994）『20世紀の中国：政治変動と国際契機』東京大学出版会。
- 奥村哲（1999）『中国の現代史：戦争と社会主義』青木書店。
- 甲斐克則・劉建利（編訳）（2011）『中華人民共和国刑法』成文堂。
- 塩川伸明（1999）『現存した社会主義』勁草書房。
- 鈴木隆（2012）『中国共産党の支配と権力：党と新興の社会経済エリート』慶應義塾大学出版会。
- 熊達雲ほか編著（2015）『現代中国政治概論』明石書店。
- 田口富久治（1971）『マルクス政治理論の基本問題』青木書店。
- 檀上寛（2016）『天下と天朝の中国史』岩波新書。
- 杜崎群傑（2015）『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程』お茶の水書房。
- 沈国威（2008）『近代日中語彙交流史：新漢語の生成と受容・改訂版』笠間書院。
- 西村成雄（2017）『中国の近現代史をどう見るか』岩波新書。
- 西村成雄・国分良成（2009）『党と国家：政治体制の軌跡』岩波書店。
- 横山宏章（1996）『中華民国史——専制と民主の相剋』三一書房。

（英文）

- Béja, Jean-Philippe, et al., eds. (2012), *Liu Xiaobo, Charter 08 and the Challenges of Political Reform in China*, Hong Kong University Press.
- Hao, Zhidong (2003), *Intellectuals at a Crossroads: the changing politics of China's knowledge workers*, State University of New York Press.
- Hua, Shiping (2014), "Zhang Chunqiao and the Politics of the 1975 People's Republic of China Constitution", *East Asia : An International Quarterly*, Volume 31, December 2014, Issue 4, pp. 289–303.
- Linz, J. (2000), *Totalitarian and Authoritarian Regimes*, Lynne Rienner(原論文は1975, Fred I. Greenstein and N. Polsby eds., *Handbook of Political Science*, vol. 3に収録, 日本語訳は, J. リンス『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社, 1995年を参照)。
- Shambaugh, David (2016), *China's Future*, Polity.